



市 章

大津市公報

平 成 2 4 年 5 月 1 日
第 2 1 0 5 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
74	大津市障害者施策推進本部設置規則を廃止する規則..... 1
75	大津市児童手当法施行細則の一部を改正する規則..... 1
告 示	
77	道路の供用の開始について..... 2
107	地縁による団体に係る告示事項の変更について..... 3
108	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護 機関の指定等について..... 3
109	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の廃止の届出について..... 4
公 告	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
教 育 委 員 会 告 示	
2	大津市指定有形文化財の指定について..... 5
選 挙 管 理 委 員 会 規 程	
1	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する選挙管理委員会規程..... 5

規 則

大津市障害者施策推進本部設置規則を廃止する規則を公布する。
平成24年 5 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第74号

大津市障害者施策推進本部設置規則を廃止する規則
大津市障害者施策推進本部設置規則（昭和56年規則第31号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童手当法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年 5 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第75号

大津市児童手当法施行細則の一部を改正する規則
大津市児童手当法施行細則（昭和56年規則第43号）の一部を次のように改正する。
第2条から第5条までを次のように改める。

（職権に基づく手当額の改定）

第2条 市長は、児童手当（以下「手当」という。）の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が省令第3条第1項又は第2項に規定する届書を提出しない場合において、公簿等によって手当の額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいて当該受給者に係る手当の額を改定し、所定の様式による手当額改定通知書により当該受給者に通知するものとする。

（職権に基づく支給事由消滅の処理）

第3条 市長は、受給者が省令第7条第1項又は第2項の届書を提出しない場合において、公簿等によって次の各号のいずれかに該当し、当該受給者に対し児童手当を支給すべき事由が全て消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該受給者の支給事由の消滅の処理を行うものとする。

省令第1条に定める理由により受給者に係る児童が日本国内に住所を有しなくなった日から3年を経過したとき。

法第 4 条第 4 項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至ったとき。

支給対象の児童が施設入所等児童となったことに伴い、その父母等が当該児童に係る支給要件を具備しなくなったとき。

支給対象の児童が施設入所等児童でなくなったことに伴い、里親等又は施設設置者が当該児童に係る支給要件を具備しなくなったとき。

その他支給要件を具備しなくなったことが明らかであるとき。

(支払)

第 4 条 手当の支払日は、法第 8 条第 4 項に規定する支払期月（以下「支払期月」という。）の 10 日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後の最初の休日等でない日を支払日とする。

2 手当の支払は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該方法により難しいと認める受給者については、この限りでない。

(寄附又は費用の支払の申出期限)

第 5 条 省令第 12 条の 9 第 1 項及び省令第 12 条の 10 第 1 項に規定する市長の定める日は、支払期月の前月の 10 日とする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、法の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大津市告示第 77 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成 24 年 4 月 16 日から同年 5 月 1 日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成 24 年 4 月 16 日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道幹 2154 号線	大津市伊香立下在地町字大谷 515 番 4 地先から 大津市伊香立向在地町字本谷 56 番地先まで	平成 24 年 4 月 16 日
市道幹 2169 号線	大津市伊香立下在地町字馬ノ瀬 63 番 4 地先から 大津市伊香立向在地町字本谷 58 番地先まで	平成 24 年 4 月 16 日
市道北 0617 号線	大津市伊香立下在地町字馬ノ瀬 63 番 4 地先から 大津市伊香立下在地町字馬ノ瀬 63 番 4 地先まで	平成 24 年 4 月 16 日
市道北 0619 号線	大津市伊香立下在地町字馬ノ瀬 68 番 1 地先から 大津市伊香立下在地町字馬ノ瀬 68 番 1 地先まで	平成 24 年 4 月 16 日
市道北 0623 号線	大津市伊香立下在地町字馬ノ瀬 68 番 1 地先から 大津市伊香立下在地町字馬ノ瀬 68 番 1 地先まで	平成 24 年 4 月 16 日
市道北 0925 号線	大津市伊香立向在地町字堂ノ下 78 番 2 地先から 大津市伊香立向在地町字大谷 136 番 5 地先まで	平成 24 年 4 月 16 日
市道北 1606 号線	大津市伊香立向在地町字本谷 56 番地先から 大津市伊香立向在地町字本谷 58 番地先まで	平成 24 年 4 月 16 日
市道中 3320 号線	大津市浜町 34 番地先から 大津市浜町 38 番 2 地先まで	平成 24 年 4 月 16 日

(平成 24 年 4 月 16 日 掲 示 済)

大津市告示第107号

地縁による団体に係る告示事項の変更の届出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 5 月 1 日

大津市長 越 直 美

地縁による団体の名称	変 更 事 項	変更年月日
中村ヶ丘団地自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 前川 健二 住所 大津市真野一丁目24番24号	平成24年 3 月25日
小唐崎町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 谷口 真一 住所 大津市下阪本一丁目33番26号	平成24年 4 月 1 日
北大道町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 奥村 善一 住所 大津市下阪本三丁目 4 番 8 号	平成24年 4 月 1 日
桜野町二丁目 2 区自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 中嶋 寛 住所 大津市松山町10番30号	平成24年 3 月18日
本宮台自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 中島 昌信 住所 大津市本宮二丁目45番 5 号	平成24年 4 月 1 日
獵師町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 栗田 宗夫 住所 大津市中央三丁目 4 番 5 号	平成24年 4 月 7 日
鍛冶屋町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 久保 雅幹 住所 大津市京町三丁目 3 番23号	平成24年 4 月 7 日
池の内東自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 荒木 修一 住所 大津市秋葉台 3 番 8 号	平成24年 4 月 1 日
池の内南自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 村上 哲也 住所 大津市膳所池ノ内町773番地の 1	平成24年 4 月 1 日
南郷岡の平自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 児玉 利春 住所 大津市南郷六丁目1085番地の27	平成24年 4 月 1 日
青松台自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 桑村 隆 住所 大津市黒津二丁目 1 番 7 号	平成24年 4 月 1 日

大津市告示第108号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成24年 5 月 1 日

大津市長 越 直 美

- 1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
デイサービス勸学の里	大津市勸学二丁目1番20号	株式会社TKK	大津市勸学二丁目1番20号	通所介護・介護予防通所介護	平成24年1月1日
株式会社ヤサカ大津営業所	大津市皇子が丘三丁目7番41号	株式会社ヤサカ	高島市今津町今津1970-1	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成24年2月1日
わかば薬局雄琴店	大津市雄琴六丁目12番11号	ファーマスクエア株式会社	東京都中央区日本橋本町4丁目4-2	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成24年2月1日
居宅介護支援事業所みちくさ	大津市月輪二丁目3番21号	ウェルフェア株式会社	京都市南区上鳥羽八王神町62-1	居宅介護支援	平成24年3月1日
リハビリデイサービスオアシス	大津市島の関7番13-104号	株式会社オアシス・ケア	大津市島の関7番13-104号	通所介護・介護予防通所介護	平成24年3月1日
美善横木訪問介護	大津市横木二丁目2番17号	株式会社メディカルシード	大阪市西成区梅南1丁目2-26-107	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24年3月1日
コミュニティ倶楽部咲楽	大津市美崎町11番22号	株式会社ツウモロウ	大津市美崎町11番22号	通所介護・介護予防通所介護	平成24年3月1日

2 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社井筒ホールディングスびわこ楽園ケアセンター	大津市下阪本一丁目1102番地の3	株式会社井筒ホールディングス	(変更前) 京都市右京区嵯峨野清水町15	居宅介護支援・訪問介護・介護予防訪問介護	平成24年2月1日
			(変更後) 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240京都商工会議所ビル403号室		

大津市告示第109号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成24年5月1日

大津市長 越 直 美

名称	所在地	自立支援医療の種類	医療の種類	廃止年月日
おはら薬局	大津市黒津二丁目17番43号	育成医療及び更生医療	薬局	平成18年12月30日

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年4月20日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
彦根市小泉町31番地 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和	開発区域 大津市柳川二丁目字下鷺田271番 1、273番 1、274番、276番及び277番並びに同町字鷺田320番 2 並びに鏡が浜字浅田27番 1 及び29番 1 開発行為に関する工事の区域 大津市柳川二丁目字下鷺田272番 4 の一部及び273番 2 の一部並びに同町字鷺田320番 5 の一部並びに上記地先大津市普通河川等	開発区域 8,667.23㎡ 開発行為に関する工事の区域 560.48㎡	平成24年 4月16日	第1041号

(平成24年 4月20日揭示済)

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第 2 号

大津市文化財保護条例（昭和52年条例第 2 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり文化財を大津市指定有形文化財に指定する。

平成24年 5 月 1 日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

絵画の部

名 称	員数	所有者	所 在 地
絹本著色日吉山王本地仏曼荼羅図	1 幅	坂本山王講 悪王子伴	大津市坂本一丁目ほか
絹本著色日吉山王本地仏曼荼羅図	1 幅	坂本山王講 早尾伴	大津市坂本三丁目
絹本著色日吉山王垂迹神曼荼羅図 附 絵筒	1 幅	坂本山王講 蔵之辻伴	大津市坂本二丁目ほか
絹本著色日吉山王垂迹神曼荼羅図	1 幅	坂本山王講 生源寺伴	大津市坂本二丁目ほか

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

大津市選挙管理委員会規程第 1 号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する選挙管理委員会規程を次のように定める。

平成24年 5 月 1 日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する選挙管理委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し、大津市選挙管理委員会の所管に属する事項について必要な事項を定めるものとする。

(要望等の報告等)

第 2 条 条例第11条の規定による要望等の記録等の提出は、条例第 9 条第 1 項前段の規定による記録をしたときにあっては所定の様式による要望等記録兼報告書を、要望等（申請を除く。以下この条において同じ。）が書面でなされたときにあっては当該書面又は当該書面の写しを、次の各号に掲げる要望等の区分に応じ、当該各号に定める職にある者まで、順次上級職員を経て提出することにより行わなければならない。

特に重要なもの 委員長
重要なもの 事務局長
定例又は簡易なもの 次長
(コンプライアンス推進員)

第3条 選挙管理委員会事務局に置くコンプライアンス推進員は、事務局長の職にある者をもって充てる。
(コンプライアンス推進本部の推進員等)

第4条 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号。以下「規則」という。)第16条第4項の規定により選挙管理委員会から選任される推進員は、コンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。

2 規則第16条第4項の規定により選挙管理委員会から選任される幹事は、次長の職にある者をもって充てる。
(その他)

第5条 前各条に定めるもののほか、条例の施行については、規則の例による。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。